

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明(新築)

1.一戸建て住宅

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明料金(税込)				
基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	変更評価料金		
		当社以外で、直前の評価を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1
41,800円	19,800円	新規料金を適用	19,800円	5,500円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

(a) 当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。

(b) 当社に対して、当該基準に係る以下のいずれかの申請を提出するもの(ただし、選択項目に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る)、又は当該基準に適合していることを証する書類を添付するもの。

ただし、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上の基準を満たすものに限る。

- ・設計住宅性能評価、又は建設住宅性能評価
- ・BELS評価書(外皮基準又は、一次エネルギー消費量について「適合」と表示されたものに限る)
- ・現金取得者向け新築対象住宅証明書
- ・贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書
- ・フラット3S適合証明書及び設計検査申請書

(一次エネルギー消費量等級5の基準を満たすものに限る。ただし、仕様基準を除く。)

(c) 変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

2.共同住宅等

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明料金(税込)				
基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1	変更評価料金		
		当社以外で、直前の評価を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1
Mt × 41,800円	Mt × 19,800円	新規料金を適用	Mc × 19,800円	Mc × 5,500円

Mt: 評価対象住戸のうち個別に計算を行うタイプ数。707入力法の場合は、707数(共用部分は1住戸とみなして計算します)。

Mc: 評価対象住戸のうち、変更する戸数。707入力法の場合は、変更する707数。

※1 注文住宅の新築及び新築分譲住宅の購入の場合については、①一戸建て住宅の※1に同じです。